



蓬田村公民館報
 【蓬門】第60号
 発行所
 青森県東津軽郡
 蓬田村公民館
 印刷所
 蟹田印刷所



明治百年を記念して 村章制定さる

さき頃より村章図案を募集中の
 ところ九六点の応募作品あり七月
 十六日村章審査委員会を開催し、
 審査の結果次のとおり決定した。
 一位(五千円) 広瀬 久慈登世雄
 二位(二千円) 長科 藤本正一
 三位(一千円) 蓬田 村上純一
 図案説明
 蓬田村のヨを飛躍的發展に結び
 つけて圖案化しそれを玉松精神を
 表わす松葉で玉の形に囲んだ。

審査委員長
 審査員

- 八戸 喜代四
 坂本 大博
 山中 誠一
 山田 光秀
 森田 弘秀
 親田 正三
 桜田 三郎
 鎌田 和夫
 坂本 三行
 岩田 邦彦
 千葉 琢男

村章の審査にあたって

審査委員長 八戸 喜代西

九十余点の多数の応募
 作品は質に於ても、秀れ
 たものが多かった。
 これは村民の愛村心の高いあらわ
 れとして敬意を表したい。
 明治百年祭を卜して今後の發展を
 期する蓬田村の象徴としての村章
 温故知新、脈々とつづく伝統の上

に新しい世代をきづく理知と気魄
 を表すものとして
 ○新しい感覚のもの
 ○スマートな単純化の美
 ○進歩的な力強さ
 等々考えて審査にあつたのであ
 るが、まことに立派な作品を選ぶ
 ことが出来て喜びに耐えない。

入賞作品は勿論その他の作品も募
 集の趣旨をよく理解されて、独創
 的なものが多く、時に中学生の作
 品に立体性のある高度なるものも
 あり、デザイン技法にすぐれた
 ものが多かった。
 蛇足ではあるがこの種一般デザイ
 ン展に応募するには、一枚の完成
 された作品として審査される場合
 が多いので、アイデアが秀れてあ
 るばかりでなく、製図の技法に研
 究が必要である。
 (コンパス、カラス口を必要)

元気な老人クラブの奉仕作業

七月一日蓬田老人クラブと阿弥陀川老人クラブの
 若人達にご覧のような元気ないでたちで正法院境内
 及び墓地の清掃奉仕を行いました。



【写真=清掃奉仕を行った老人クラブの人達】

玉松台清掃奉仕

七月十一日公民館運営審議会委員、遺族会代表、
 連青協役員によつて玉松台上の清掃奉仕作業がなさ
 れた。



【写真=玉松台の清掃奉仕作業風景】

産経だより

狩猟者講習会開催について

年々鴨、うさぎ、その他の鳥を取る方が多くなつています。取るためには法にふれないよう又危険のないようにするために左記により講習会を開催致しますから希望者がありましたら御参集下さい。

記

第一次講習会
八月十六日八時半から農業会館
第二次講習会
九月二十日八時半から青森市役所
講習開催日の十日前まで申込書と写真二枚と経験者は四〇〇円、初心者七〇〇円の青森県収入証紙を添えて県林務課へ申込下さい。詳細については役場又は県林務課に問い合せ下さい。

産経経済課

農業案内デー開催について

農家の皆さん、毎日の農作業御苦労様です。

田植、除草と猫の手も借りたい時期も終りに近づきホット一息ついておりますことと思ひます。

そこで、色々説明を聞いて勉強したい方が多数おられることと思ひますので左記により農業案内デーを開催致しますから多数参観下さるようお願い致します。

第一期
第一回案内 四十三年七月十九日

第二回案内 四十三年八月十九日
案内(説明)項目

- 一、六石取り稲作に関する実験
- 二、深層追肥に関する試験
- 三、田植機に関する試験
- 四、寒冷地施設栽培の安定生産に関する試験

第十回青森県発明工夫展作品募集について

産経だより

産業が発達するにつれて、生活をいつそう豊かに快適にするための創意くふうの必要性がいよいよ高まり、一般の方々の科学に寄せる関心は最近とみに高まっています。一方、まだ知られていない発明工夫の成果も数多くあることと思ひます。これらの優秀な作品を広く紹介することによって私たちの生活と産業を結び、より豊かな明日の生活の一助にしたいという意図のもとに青森県発明工夫展を開催するの事になりました。

どうぞ優れた作品を多数寄せられますようお願い致します。

応募資格(県内の方に限)

第一部 一般、会社、工場、商社
第二部 小、中、高、大学、教員

第一部の作品は実物か模型又は図面であつて次の条件の一つを備えていること。

- 一、最近において特許又は登録された発明、考案に関するもの
 - 二、特許、実用新案又は意匠学出願中のもの
 - 三、右記発明考案以外のもので独創的な考案新製品、試作品等
 - 四、独創的な意匠及び図案
- 第二部の作品は次の条件を備えていること。
- 一、科学的要素と独創力に重点をおいたもの
 - 二、自作の発明考案又は工夫品であること、若しくは同学年の共同作品であること
- 申込み方法
四十二年九月二十五日まで
青森市長島一番地
青森県商工課内
青森県商工支部
社団法人 発明協会青森県支部
詳細については蓬田村産業経済課

自動車取得税の案内

一、この税金は道路整備に使われます。

青森県の自動車は年々増加していますから、県民十二人に一台といえます。自動車の普及率はほぼ全国水準に達しています。

ところが道路を見ますと、地方道路といわれる県道や市町村道は、県や市町村に自主財源が乏しいうえ、市町村には道路目的財源がありません。

そのため整備はまだ遅れています。そこで、地方道路、特に市町村道の整備に使われる自動車取得税が新設され、七月一日から実施になりました。

二、自動車を取得した人にかかります。

この税は、自動車を買つたり貰

におたずねください。

昭和四十三年度 秋季造林苗木注文受付について

野も山も緑にする運動として野山に木を植えるように致しませう。そこで今年も左記により注文を受付けますから希望者がありましたら役場産経課まで御申込下さい。尚、概算金は申込みと同時に納めて下さるようお願い致します。

記

す	一本当り	十二円
あかまつ	一本当り	六円
くろまつ	一本当り	六円
からまつ	一本当り	七円

蓬田村産業経済課

つたりした人に課税されます。

月賦販売等で買った場合には買主である使用者にかかります。

性能が良くない等によつて販売業者へ一ヶ月以内に返しただけには納金は還付されません。

三、課税される自動車とされない自動車

課税の対象になる自動車は自動車税の対象になる自動車と、軽自動車税の対象になる軽自動車です。特殊自動車と、二輪自動車は課税されません。

ラジオ、ヒーターなどの取付用品は課税の対象になりませんが、スペアタイヤ、工具などの搭載用品は課税の対象になりません。

また、特別な機械又は装置を積載して、自動車(いわゆる特種用

途車)は、その機械又は装置のうち、人又は物を運送するためのもの以外の部分は含まれません。(例、タンクローリーの場合吸排用ポンプ装置は含まれない。)

四、税率は購入価額の三パーセント、免税点は十万円です。

たとえば、五十万円の自動車の場合、一万五千円の税金になります。

十万円以下の自動車は課税されません。

無償で貰つたとか、安く買った場合などは、通常の取引価額で取得したもののみなされます。

中古車の場合の通常の取引価額は新車時の、通常の取引価額(基準価額)を経過年数に応じて減額した額となります。

五、この税金は申告納付の方法で納めて下さい。

陸運事務所自動車登録する時や、軽自動車の届出をする時に自動車取得税申告書に証紙をはつて申告と納付を同時に、行つて下さい。

申告書には売買契約書その他取得価額を証する書面を添付しなければなりません。

ただし、基準価額の定められている車種で申告額が基準価額以上の場合は、この添付書類を省略してさしつかえありません。

証紙は、自動車取得税専用の特別紙を使用することになります。次のところでお買い求めのうえ、申告書にはつて提出してください。(社団法人) 日本自動車販売協会連合会 青森県支部 (青森県自動車会館内、自販連事務所)

青森県税事務所より

豊水放談 20

のどもとすぎれば

熱さをわすれ

▲七月十五日の毎日新聞に四十三年度生産者米価について今後の食管法の在り方について、述べてあった。

▲四十二年度産の保管米が全国民の四ヶ月分のストックがあり、年から年中古いまづい米を喰される。大蔵省、経企庁はこの際食管法を改正して買上げ巾を縮少し、一アール当りの基準収量を定め、その一部を買上げ、残りを自由販売することによって需要と供給のバランスがとれ、経済的にも安定した望ましい姿にならうと述べておる

▲昨年は全国的に史上最高の生産で予想外の売渡しとなった。たつた四ヶ月分のストックでワイワイ騒ぐのはなにか官僚臭い巾のない政策と云わざるを得まい。今年も果たしてどの位の生産量になるのか青田をみてわかるまい。予想は出来るにしてもあくまでも予想である。

このま、だと米が余つて腐つてしまふかのような印象を与えることは我々農民の生産意欲に水をさすもので戴けるものではない。更に農業後継者に対し心理的にも微妙な影響を与えることになる。

▲振り返つて二十年以降のあの食糧不足の際、一升の米を集めるため、法的にしばり強権発動の暴挙に及び農民を苦しめ、その不評は巷にあふれた。

▲自由米(ヤミ米)を流したとして幾多の罰金、実刑を受けた者は数限りではなかつた。

▲幾多犠牲の中に農民は増収技術開発と開田による今日の生産倍増の歴史を忘れてはならない。

▲敗戦による日本の復興は食糧危機突破による外途なし、「農民よ日本民族を救え」(昭和二十二年五月朝日新聞)戦争による荒廃した田畑に人手不足と資材難と汗と油で闘い安定した今日を築き上げた農民の姿を、今忘れようと努力しているかのようだ。

▲七月十八日、NHKテレビ、ニュースの焦点、松宮克彦氏。「生産者米審について」たしかに米は生産過剰になった。大蔵省、経企庁は現行食管法の中で、米の買上げは一定の巾で庄へ値の格差も、余剰米の自由販売も可能かのようにほめかしておると述べておる。

▲七月十八日、NHKテレビ、ニュースの焦点、松宮克彦氏。

▲「生産者米審について」たしかに米は生産過剰になった。大蔵省、経企庁は現行食管法の中で、米の買上げは一定の巾で庄へ値の格差も、余剰米の自由販売も可能かのようにほめかしておると述べておる。

▲私は法律には弱い、然しそのように法解釈で可能とするならば、過去に酷使した強権発動、ヤミ米横流罪、その犠牲者をどう取り扱うのか甚だ以つて不可思議である。

▲不足のときは強権発動、ヤミ米征伐、余つて来るに基準買上げ、自由販売、こんな都合よい話があるなら今まで聞いたことがないしこんな馬鹿な話が世の中にあるまい。

▲「朝令暮改」あしたに令を発し、夕暮れに改めるの図だ。

▲法改正するのか、省令で出来るのか今後の問題として見守りたい。

のきづ つかんだトタンに、下落の岐路に立たされておる。全国農協、否、下部単協の役員はあくまでも農民の代表者であるならば、一丸となり身体を張つて闘うときは今を置いて他にあるまい。農民の一人／＼もそれをよくふんまいて後バイスして食管改悪と真向から闘う外今のところ道なしと考へる。

特定者に対する日本国有鉄道の通勤定期乗車券の特別割引について!!

本年四月一日より日本国有鉄道の通勤定期乗車券の料金改定が実施されましたが、これにもない生活保護法による被保護世帯又は母子福祉年金、準母子福祉年金若しくは児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する者に対して、その負担の軽減を図るために特別割引制度が実施されたので、左記に該当する方は役場民生係まで届け下さい。

- 一、対象者
- 特定者用の通勤定期乗車券の発売の対象となる者は、次に掲げる者であること。
- (1) 生活保護法(昭和二十五年法律第一四四号)による保護を受けている世帯に属する者。
- (2) 国民年金法(昭和三十四年法律第一四一号)による母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給を受けている世帯に属する者。
- (3) 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二三八号)による児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する者
- なお、詳しいことについては民生係におたづね下さい。
- 民生係

一部政治家にまかせきりでは解決される問題ではない。受けて立つより、当方から切り込む先手が必要であらう。今こそ過去の苦悩に思いを起し、「のどもとすぎれば熱さをわすれ」を知らすむべきである。そして為政者に反省を……。(一九六八、七、二〇)

蓬田村農業共済組合

第二〇事業年度(第二〇回)

通常総代会終る!!

昭和四十三年度農業共済組合の通常総代会は去る六月十二日蓬田保育所隣り青年建設班教室において開催、組合長の開会挨拶のあと役員、評価委員の永年勤続者に対して感謝状及び記念品を贈呈し、来賓、坂本村長、県連合会長代理工藤総務課長から祝辞があつて議長に大宮金助が選任され武井代表監事より監査報告があり議事審議にはいつた。

主なる議事の内容次の通り

議案第一号 昭和四十二年事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件

一、財産目録

資産合計 一九、一五一、九二三円

負債合計 一七、九四三、〇五〇円

差引純財産 一、二〇八、八七四円

二、貸借対照表

流動資産 一三、四九四、四〇五円

固定資産 六五七、五一八円

資産合計 一九、一五一、九二三円

流動負債 七、三八一、七七八円

固定負債 五、五八五、七二四円

純財産 六、一八四、四八一円

負債及び純財産合計 一九、一五一、九二三円

三、損益計算書

事業収益 七、八九九、三七七円

業務収入 四、九五八、六〇四円

利益合計 一二、八五七、九八一円

事業費用 二、九二三、七六九円

業務支出 四、九五一、七〇七円

業務繰越金 六、八九七円

当期事業剰余金 四、九七五、六〇八円

四、剰余金処分案

農作物共済剰余金 四、九七五、六〇八円

次の通り処分する

固定積立金 一、六五八、五三六円

無事戻積立金 一、六五八、五三六円

特別積立金 一、六五八、五三六円

積立金配分案 一、六五八、五三六円

積立金累計額 二、七二三、九五二円

固定積立金 二、七二三、九五二円

無事戻積立金 一、八〇一、八八五円

特別積立金 一、六五八、六四四円

合計 六、一八四、四八一円

議案第二号 昭和四十三年事業計

面設定並びに収支概算書承認の件

一、農作物(水稲) 六四〇人 六六、〇〇〇アール

共済金額 一四五、五九七、九四〇円

共済掛金(総額) 一五、〇五四、九八九円

共済掛金(国庫) 一〇、〇五六、七三二円

共済掛金(農家) 九九八、二五七円

保険料差額交付金 三二五、二六九円

手持共済掛金 五、三三三、二四六円

二、家畜共済

引受予定頭数 四〇頭

共済金額 二、〇〇〇、〇〇〇円

共済掛金(総額) 二六四、二〇〇円

共済掛金(国庫) 八八、〇六〇円

共済掛金(農家) 一七六、一四〇円

三、任意共済

引受予定棟数 二二〇棟

共済契約金額 一億二千万円

共済掛金 五五二、〇〇〇円

保険料 四六八、〇〇〇円

業務繰入金 八四、〇〇〇円

四、業務収支概算

収入 四、〇三〇、〇〇〇円

補助金 一、二八二、二九七円

賦課金 一、五二二、二七〇円

予算利息 一七〇、〇〇〇円

更新保険金 一、〇〇〇、〇〇〇円

雑収入その他 五五、四三三円

支出 四、〇三〇、〇〇〇円

賦課金 三二四、六七〇円

人件費 一、九七五、〇〇〇円

旅費 七八、七〇〇円

事務費 一〇〇、〇〇〇円

業務費 一三〇、〇〇〇円

普通推進費 一三五、〇〇〇円

施設費 五〇、〇〇〇円

損害評価費 一七八、〇〇〇円

諸税負担金 四五、〇〇〇円

雑費 一五、六三〇円

更新引当金 三、〇〇〇円

予備費 五、〇〇〇円

防災繰入金 一、〇〇〇、〇〇〇円

五、防災事業収支概算

収入 三、六五〇、〇〇〇円

補助金 三〇〇、〇〇〇円

賦課金 二六四、〇〇〇円

損防収入 一、一七〇、〇〇〇円

負担金 二六〇、〇〇〇円

事業勘定受入 六五〇、〇〇〇円

業務受入金 一、〇〇〇、〇〇〇円

支出 三、六五〇、〇〇〇円

旅費 一五、〇〇〇円

事務費 一〇、〇〇〇円

薬剤費 一四〇、〇〇〇円

労務費 四五〇、〇〇〇円

貸借料 一四七、〇〇〇円

燃料費 一四〇、〇〇〇円

施設費 五〇〇、〇〇〇円

器具購入費 六四〇、〇〇〇円

修繕費 一五〇、〇〇〇円

委託費 九八、〇〇〇円

雑費 一四八、〇〇〇円

借入金元金利息 一〇〇、〇〇〇円

保険料 一一〇、〇〇〇円

支払賦課金 二、〇〇〇円

事業勘定繰入金 一、〇〇〇、〇〇〇円

議案第三号 昭和四十三年度事務費賦課額並びに徴収方法決定の件

一般事務費賦課 一、四三八、二七〇円

損害 費賦課

任意事業賦課 二六六、〇〇〇円

議案第四号 損害評価委員会及び共済連絡員欠員補充選任の件

前任者 後任者

木村 繁 木村 石五郎

八幡 基四郎 八幡 武雄

議案第五号 役員報酬決定の件

理事監事年間二七万二千円以内

議案第六号 損害評価委員会委員損害評価員及び共済連絡員手当決定の件

損害評価委員会委員損害評価員年間七万六千円以内

共済連絡員手当 年間 貳万四千円以内

議案第七号 附帯決議の件

一、収支概算書中科目更正を要する場合

二、広域地域モデル防除組合指定に伴い、大型防除機三台導入する申により事業費約貳百十五万円を計画申請しているがこれが正式に認定を受ける事により防除収支概算書の予算更正が必要であるので事前に県と協議して計画する事になるがこれを理事会に一任する事以上原案通り決定して午後十二時四十五分閉会した。

今年度表彰者名

小野 宇一郎 十三年

藤本 喜代作 十二年

坂本 裕一 九年

森 繁春 九年

越田 喜代恵 十二年

工藤 治五兵衛 十二年

田中 亀五郎 十二年

福田 繁藏 六年

木村 繁 六年

青木 豊 六年

坂本 文男 六年

張間 市五郎 六年

大宮 正一 六年